

## 国際 VHF (特定船舶局) 開局・運用の手引き

### 1. 無線局開局申請手続き

無線局(特定船舶局)を開局するには、5W 携帯型無線局は第三級海上特殊無線技士以上、25W 据置(固定)型無線局は第二級海上特殊無線技士以上の無線従事者資格を必要とし、電波法による無線局の開局申請手続きが必要です。なお、当社の5W 携帯型 DSC 機能付無線局は、第三級海上特殊無線技士の方でも開局することができます。

なお、本製品は技術基準適合証明を取得していますので、簡易な免許手続きで無線局の免許を取得することができます(右図に示す、「予備免許」と「検査」の手続きが省略されます)。詳しくは、下記に示す「2. 申請時の注意事項」をご覧ください。

本製品に同梱している「無線局免許申請書」に必要事項を記入し、所定額の国の収入印紙\*を貼り付け、当該船舶の主たる停泊港を管轄している地方総合通信局に必要書類を提出してください。

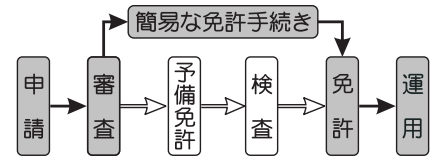
\* 都道府県などの地方自治体発行の証書は認められません。国の収入印紙は郵便局または法務局などで購入してください。また、収入印紙には絶対に割印・消印をしないでください。

封書で提出(送付)する場合は、宛先に「国際 VHF 無線局の申請担当」と併記してください。また、「無線局免許状」等の返信用封筒(宛先を明記し、必要額の切手を貼り付け)を必ず同封してください。

無線局の免許申請手続きに当たっては、総務省の電波利用ホームページ(<http://www.tele.soumu.go.jp/>)を開き、「無線局の開局の手続き・検査」→「無線局の免許手続き」→「免許」と進み、「免許」の項目(<http://www.tele.soumu.go.jp/j/adm/proc/type/aptoli/index.htm>)を参考にしてください。

なお、インターネットによる電子申請につきましては、同ホームページの「無線局に関する電子申請」(<http://www.tele.soumu.go.jp/j/shinsei/index.htm>)を参考にしてください。

申請手続きの流れ



#### 申請に必要な書類

- 無線局免許申請書(正、写し:各1部)  
※写しは収入印紙貼付前のもの
- 無線局事項書及び工事設計書(正、写し:各1部)
- 無線従事者選任届(正、写し:各1部)
- 船舶検査証書または船舶国籍証書(写し:1部)
- 書類審査で、申請書に不備があった場合は、所轄の総合通信局より連絡がありますので、指示に従ってください。

- 不備が無く、全ての審査が終了すると、『無線局免許状』と申請の際に提出した申請書等の写しが送られてきます。
- 以上により、所定の手続きが完了し、無線局の運用が行えます。
- 送られてきた『無線局免許状』は、掲示が困難な場合を除き、国際 VHF 機器のある、見やすい場所に掲示してください。また、申請書等の写しは、定期検査や再免許等の手続きの際に必要になりますので、整理し船舶に大切に保管しておいてください。

無線局免許を受けずに国際 VHF を運用した場合は、1年以下の懲役、または 100 万円以下の罰金に処せられます。

#### 【申請書送付先】

管轄区域	宛先(無線通信部航空海上課)	電話番号	住所
北海道	北海道総合通信局	011-709-2311	〒060-8795 札幌市北区北8条西2-1-1 札幌第1合同庁舎
青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島	東北総合通信局	022-221-0659	〒980-9795 仙台市青葉区本町3-2-23 仙台第2合同庁舎
茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨	関東総合通信局	03-6238-1747	〒102-8795 千代田区九段南1-2-1 九段第3合同庁舎
新潟、長野	信越総合通信局	026-234-9982	〒380-8795 長野市旭町1108 長野第1合同庁舎
富山、石川、福井	北陸総合通信局	076-233-4451	〒920-8795 金沢市広坂2-2-60 金沢広坂合同庁舎
岐阜、静岡、愛知、三重	東海総合通信局	052-971-9178	〒461-8795 名古屋市中区白壁1-15-1
滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山	近畿総合通信局	06-6942-8541	〒540-8795 大阪府中央区大手町1-5-44 大阪合同庁舎第1号館
鳥取、島根、岡山、広島、山口	中国総合通信局	082-222-3345	〒730-8795 広島市中区東白島町19-36
徳島、香川、愛媛、高知	四国総合通信局	089-936-5021	〒790-8795 松山市味酒町2-14-4
福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島	九州総合通信局	096-326-7838	〒860-8795 熊本市西区春日2-10-1 熊本地方合同庁舎A棟
沖縄	沖縄総合通信事務局	098-865-2305	〒900-8795 那覇市旭町1-9 カフーナ旭橋B街区5階

### 2. 申請時の注意事項

申請手続きを行う際には、次の点にご注意ください。

- 本手引きは、国際 VHF 単独で特定船舶局を新規に開局する際の手引きとなっています。既に無線局のお持ちの場合等は、手続き方法が異なりますので、ご注意ください。
- 25W 据置(固定)型無線機 と5W 携帯型無線機を設置する場合は、『無線局事項書及び工事設計書』の[22]欄に携帯型と据置(固定)型それぞれにチェックを入れ、該当欄に必要事項を記入してください
- 5W 携帯型無線機を2台以上を設置する場合は、『工事設計書』の該当欄に該当分を記入してください。同一機種の場合は、「製造番号欄」内に該当分を記入してください。
- 船舶の所有者と無線局免許人が異なる場合には、別途、運行確約書が必要となります。
- 代理人申請の場合には、申請者(無線局の免許人)からの委任状が必要となります。

手続きに関するご不明点は、所轄の地方総合通信局の無線通信部航空海上課(沖縄総合通信事務局の場合は、無線通信課)にお問い合わせください。

### 3. 国際 VHF 無線局を開局される皆様へ

運用マナーを守って運用してください。

国際 VHF はアマチュア無線や携帯電話と違い、遭難通信などの重要な通信を行うものです。また、我が国では、旅客船の定期運行通信、貨物運行などの業務通信、港の施設との航行安全の情報交換等、とても大切な通信も含まれます。運用ルールを守り、私用での通信は絶対に止めましょう。

私用通信により遭難等の通信を妨害した場合、懲役 1 年以上の有期懲役に処せられる場合があります。

25W 据置（固定）型 無線局は 5 年ごとの定期検査が必要です。

25W 据置（固定）型 無線局は船舶検査と同じように、5 年ごとに検査を受けなければなりません。

検査を受ける年度にあたったときには、地方総合通信局より通知が届きますので、検査を受けてください（検査周期は、使用する無線設備の種類等により異なる場合があります）。

検査を拒んだり、忌避した場合は、6 ヶ月以下の懲役または 30 万円以下の罰金に処されます。

DSC 機能をご使用になる場合は、MMSI 番号を無線機に設定する必要があります。

DSC 機能をご使用になるには、免許状に記載された海上移動業務識別（MMSI：9 桁の番号）を無線機に設定する必要があります。

MMSI の設定方法は、製品に付属している取扱説明書をご覧ください。なお、設定に誤りがありますとご購入者では修正できない場合がありますので、MMSI の設定は十分注意して行ってください。

DSC 機能は遭難や緊急時に、遭難している旨や自船の位置情報を付近の船舶局に自動的に知らせるためのものですので、必ず設定をお願いします。

DSC 機能の操作は、第二級海上特殊無線技士以上の無線従事者資格が必要です。

空中線（アンテナ）について

本製品は、5W 携帯型、25W 据置（固定）型とも空中線（アンテナ）を含めて技術基準適合証明を受けた機器です。お使いいただける空中線（アンテナ）は、技術基準適合証明で登録されているものに限定されます。

技術基準適合証明に登録されていない型式の空中線（アンテナ）を使用すると、電波法違反で罰せられる場合がありますのでご注意ください。

電波利用料について

無線局をお持ちの方で、より円滑に電波を利用させていただくため、必要な経費を無線局の規模に応じてご負担いただく制度です。1 年毎に納付書が地方総合通信局より郵送されてきますので、もよりの金融機関やコンビニエンスストア等でお支払いください。納付につまましては、口座振替や電波利用料の前納もご利用いただけます。

### 4. 特殊無線技士の資格取得について

特殊無線技士の免許従事者資格を取得する方法には、①国家試験を受験す、②養成課程を受講する、の 2 通りがあります。

また、すでに第三級海上特殊無線技士の資格保有者は、1 日の講習で第二級海上特殊無線技士に移行できる養成課程もあります。詳しくは、(財)日本無線協会のホームページ (URL: <http://www.nichimu.or.jp/>) 等をご覧ください。ご購入いただきました販売店にお問い合わせください。

### 5. 申請書等の記入例

#### 無線局免許申請書（1 枚目）

無線局免許（再免許）申請書

提出先の総合通信局長などを記入します。

提出日を元号で記入します。

年 月 日

申請手数料分の国の収入印紙を貼付します。絶対に「消印」、「割印」をしないでください。

申請手数料（無線機の台数に関係なく）  
携帯型5Wのみ： 7,100円（4,600円<sup>※1</sup>）  
据置型25Wのみ： 10,000円（6,700円<sup>※1</sup>）  
携帯型/据置型混合： 10,000円（6,700円<sup>※1</sup>）  
※1： 漁船の場合

収入印紙貼付欄（注2）  
割印をしないでください。

シ点を記入します。

電波法第 6 条の規定により、無線局の免許を受けたいので、無線局免許手続規則第 4 条に規定する書類を添えて下記のとおり申請します。  
 無線局免許手続規則第 16 条第 1 項の規定により、無線局の再免許を受けたいので、第 16 条の 2 の規定により、別紙の書類を添えて下記のとおり申請します。  
 無線局免許手続規則第 16 条第 1 項の規定により、無線局の再免許を受けたいので、第 16 条の 3 の規定により、添付書類の提出を省略して下記のとおり申請します。

（注 3）

記（注4）

各事項を記入します。

住所に都道府県を明記した場合は、コード欄は記入不要です。

1 申請者（注5）

住 所	都道府県—市区町村コード [                      ] 〒 (    -    )
氏名又は名称及び代表者氏名	フリガナ   印

2 電波法第5条に規定する欠格事由（注6）  
有 無 ← レ印を記入します。

3 免許又は再免許に関する事項（注7）

① 無線局の種別及び局数	「特定船舶局(MSS)」と記入します。
② 識別信号	船舶名をひらがなで記入します。
③ 免許の番号	記入不要です。
④ 免許の年月日	記入不要です。
⑤ 希望する免許の有効期間	記入不要です。
⑥ 備考	

## 無線局免許申請書（2枚目）

印 ← 捨印を押します。

電波利用料の前納を希望する場合は“有”にレ印を付けて、必要事項を記入します。

4 電波利用料（注8）

① 電波利用料の前納（注9）

電波利用料の前納の申出の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
電波利用料の前納に係る期間	<input type="checkbox"/> 無線局の免許の有効期間まで前納します（電波法第13条第2項に規定する無線局を除く。）。 <input type="checkbox"/> その他（      年）

② 電波利用料納入告知書送付先（法人の場合に限る。）（注10）  
 1の欄と同一のため記載を省略します。

1の欄と異なる住所にある申請者と同一法人の部署に送付を希望する場合には限り、レ印を付けずに、住所などを記入します。

住 所	都道府県—市区町村コード [                      ] 〒 (    -    ) レ印を付けた場合は、記入不要です。
部署名	フリガナ レ印を付けた場合は、記入不要です。

5 申請の内容に関する連絡先

所属、氏名	フリガナ
電話番号	日中に連絡が取れる連絡先を必ず記入してください。（携帯電話の番号も可）
電子メールアドレス	電子メールによる連絡を希望する場合は記入してください。

# 無線局事項書および工事設計書 (1枚目)

下記のどちらかを記入します。  
**レジャー船:** スポーツ・レジャー船舶の安全かつ円滑な航行の確保のため船舶局の開設を必要とするものです。  
**漁船:** 漁船の安全かつ円滑な航行の確保のため船舶局の開設を必要とするものです。

1 枚目		印 ← 捨印を押します。
無線局事項書及び工事設計書		
1 免許の番号		記入不要です。
2 申請(届出)の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 開設 <input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 再免許	開設にレ印を付けます。
3 無線局の種別コード	MSS	MSSと記入します。
4 開設、継続開設又は変更を必要とする理由		
5 法人団体個人の別	<input type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 団体 <input type="checkbox"/> 個人	該当事項にレ印を付けます。
6 住所	都道府県=市区町村コード ( ) 〒( ) フリガナ	各事項を記入します。
7 氏名又は名称及び代表者氏名		
8 希望する運用許容時間	常時	常時と記入します。
9 工事落成の予定期日	<input type="checkbox"/> 日付指定: _____ <input type="checkbox"/> 予備免許の日から____月____日の日 <input type="checkbox"/> 予備免許の日から____日____日の日	記入不要です。
10 運用開始の予定期日	<input checked="" type="checkbox"/> 免許の日 <input type="checkbox"/> 日付指定: _____ <input type="checkbox"/> 予備免許の日から____月____日以内の日 <input type="checkbox"/> 免許の日から____月____日以内の日	レ印を付けます。
11 無線局の目的コード	GEN <input type="checkbox"/> 従たる目的	GENと記入します。
12 通信用事項コード	SRD または FSB MAA	レジャー船はSRD、漁船はFSBと記入します。(8ページ参照) MAAと記入します。
13 無線設備の設置場所	フリガナ 船舶又は航空機名	船舶検査証に記載されている船名を記入します。
14 通信の相手方	<input checked="" type="checkbox"/> 免許人又は免許人加入団体所属の海岸局 <input checked="" type="checkbox"/> 船舶局 <input checked="" type="checkbox"/> 港湾通信業務を行う海岸局 <input checked="" type="checkbox"/> 人工衛星局の受信設備 <input type="checkbox"/> その他 ( )	港湾通信業務を行う海岸局にレ印を付けます。
15 識別信号	(MMSI) 記入不要です。	
16 停泊港コード		コード表(8ページ)を参照して該当するコードを記入します。
17 主たる停泊港又は定置場		〇〇都道府県 〇〇市郡 (またマリーナ/港の名称)を記入します。
18 船舶又は航空機の所有者	<input checked="" type="checkbox"/> 免許人 <input type="checkbox"/> その他 ( )	免許人にレ印を付けます。

# 無線局事項書および工事設計書 (2 枚目)

⑨ ← 捨印を押します。

2 枚目

19	無線局の区別		
電波の型式並びに希望する周波数の範囲及び空中線電力	電波の型式	周波数	空中線電力
	<input type="checkbox"/> A3E <input type="checkbox"/> A2D	27MHz 帯 54波	1 W
	<input type="checkbox"/> A3E <input type="checkbox"/> A2D	40MHz 帯 ( )	5 W
	<input type="checkbox"/> F3E	150MHz 帯 (ch 15-17)	0.8W
	<input checked="" type="checkbox"/> F2B	150MHz 帯 (ch 70)	<input type="text"/> W
	<input checked="" type="checkbox"/> F3E	150MHz 帯 (6.8~14,16.69,72.73,77)	<input type="text"/> W
	<input type="checkbox"/> F1D	161.5-162.025MHz 25kHz間隔の周波数 22波	2 W
	<input type="checkbox"/>		W
	<input type="checkbox"/> PON	9410MHz	kW
	<input type="checkbox"/> QON	9350MHz	0.4W
	<input type="checkbox"/> F1D	161.975MHz 162.025MHz	1 W
	<input type="checkbox"/> G1B <input type="checkbox"/> A3X	<input type="checkbox"/> 406.025MHz <input type="checkbox"/> 406.028MHz <input type="checkbox"/> 406.031MHz <input type="checkbox"/> 406.037MHz <input type="checkbox"/> 406.04MHz <input type="checkbox"/> 121.5MHz	5 W 0.05W
	21	航行区域又は従業制限コード及び航行する海域コード	<input type="text"/> ← 船舶検査証書を参照してコードを記入します。 限定沿海: EKG、小型第1種: FK1 (8ページ参照)
22	船舶番号又は漁船登録番号	<input type="text"/> ← 船舶検査証書を参照して記入します。	
23	用途コード	<input type="text"/> ← 船舶検査証書を参照してコード表(8ページ)から該当する用途コードを記入します。	
24	総トン数	<input type="text"/> ← 船舶検査証書を参照して記入します。	
25	信号符字		
26	旅客定員コード	<input type="text"/> ← 船舶検査証書を参照してコード表(8ページ)から該当する用途コードを記入します。	
27	長さコード	<input type="text"/> ← 船舶検査証書を参照してコード表(8ページ)から該当する用途コードを記入します。	
28	加入海岸局	正加入	<input type="text"/> ← 海岸局に加入している場合は、加入海岸局名を記入して、「加入証明書」を添付してください。
		準加入	

DSC機能付きの無線機の場合はF2Bにレ印を付けます。

F3Eにレ印を付けます。

携帯型5Wの場合には「5」、据置型25Wの場合には「25」と記入します。

「6.8~14,16.69,72.73,77」と記入します。海岸局加入者は、指定のチャンネルもあわせて記入します。

# 無線局事項書および工事設計書 (3 枚目)

印 ← 捺印を押します。

3 枚目

29 無線局の区別				
30 機器の種類	31 製造者名	32 検定番号、適合表示無線設備の番号又は名称	33 製造番号	
<input type="checkbox"/> 27MHzDSB送受信機 [27D]				
<input type="checkbox"/> 27MHzSSB送受信機 [27S]				
<input type="checkbox"/> 40MHz送受信機 [40]				
<input type="checkbox"/> 150MHz送受信機 (AM) [150]				
<input type="checkbox"/> 携帯型150MHz送受信機 (FM) [JP]	八重洲無線株式会社	□□□-□□□□□□( )	□□□□□□□□	
<input type="checkbox"/> 固定型150MHz送受信機 (FM) [JU]	八重洲無線株式会社	□□□-□□□□□□( )	□□□□□□□□	
<input type="checkbox"/> VHFデータ交換装置 [VDE]				
<input type="checkbox"/> 簡易AIS [AIS]				
<input type="checkbox"/> 400MHz送受信機 (FM) [400]				
<input type="checkbox"/> 双方向無線電話 [LP]				
<input type="checkbox"/> レーダー [R]				
<input type="checkbox"/> 衛星非常用位置指示無線標識 [SE]				
<input type="checkbox"/> 捜索救助用レーダートランスポンダ [LTL]				
<input type="checkbox"/> 捜索救助用位置指示送信装置 [ATL]				
<input type="checkbox"/> その他 ( )				
<input type="checkbox"/> その他 ( )				
34 特殊な設備	<input checked="" type="checkbox"/> デジタル選択呼出専用受信機 (超短波帯) [DSR]			
	<input type="checkbox"/> ナブテックス受信機 (和文) [NRN]			
	<input type="checkbox"/> 地上無線航法装置 [LRN]			
	<input checked="" type="checkbox"/> 衛星無線航法装置 [GPS]			
	<input type="checkbox"/> 無線方位測定機 [ADF]			
<input type="checkbox"/> その他 ( )				
<input type="checkbox"/> その他 ( )				
35 附属装置	<input type="checkbox"/> 選択呼出装置 [S]			
	<input type="checkbox"/> 変調信号処理装置 [SM]			
	<input type="checkbox"/> データ伝送装置 [DT]			
	<input type="checkbox"/> その他 ( )			
<input type="checkbox"/> その他 ( )				
36 A T I S 番号				
37 船舶等識別番号				
38 その他の工事設計	<input checked="" type="checkbox"/> 電波法第3章に規定する条件に合致する。			
39 備考				

工事設計書

八重洲無線株式会社と記入します。

申請する無線機に該当する欄にし印を付けます。

申請する無線機に該当する欄にし印を付けます。

し印を付けます。

適合表示無線設備の番号及び製品の名称(型名)を記入します。携帯型無線機ではバッテリーパックを取り外した無線機背面、また、据置型無線機では、底面にあるラベルに記載されています。適合表示無線設備の番号: [R] の次から始まる番号 □□□-□□□□□□ と製品の名称 (GXxxxx, HXxxxなど) を記入します。

製造番号を記入します。携帯型無線機ではバッテリーパックを取り外した無線機背面、また、据置型無線機では、底面にあるラベルに記載されています。製造番号: SER.NOの次から始まる番号を記入します。



# 無線従事者選任届

電波法施行規則第 34 条の 4 関係 (特例様式)

※整理番号

④  
捨印を押します。  
※「無線局申請書」と同じ印鑑

提出先の総合通信局長などを記入します。

無線従事者選任届

各事項を記入します。

印鑑を押します。  
※「無線局申請書」と同じ印鑑

印

届出者 郵便番号  
住 所  
(電話番号)  
氏名又は名称  
代表者 氏名

次のとおり無線従事者を選任したので、電波法第 51 条の規定により届けます。

船舶検査証書に記載されている船名をひらがなで記入します。

船舶検査証書に記載されている船名をそのまま記入します。

無線局の種別等

無線局の種別	呼出符号等	免許の番号	無線設備の設置場所
MSS		記入不要です。	

MSSと記入します。

提出日を元号で記入します。

年 月 日現在

主任	(ふりがな) 氏 名	資 格 免許証番号	選任年月日	住所
記入不要です。			免許の日	記入不要です。
	乗船者(無線従事者の資格保持者)の氏名、ふりがなを記入します。	無線従事者免許証の番号を記入します。	無線受持者免許の資格の略称を記入します。 第一級海上特殊無線技士: 海特1 第二級海上特殊無線技士: 海特2 第三級海上特殊無線技士: 海特3	

# コード表

## (11) 無線局の目的

一般業務用 GEN

## (12) 通信事項

船舶の航行に関する事項（海事用） MAA  
 スポーツレジャーに関する事項 SRD  
 漁業通信に関する事項 FSE  
 海上運送事業用に関する事項 MCS

## (16) 停泊港

北海道 01  
 青森県 02  
 岩手県 03  
 宮城県 04  
 秋田県 05  
 山形県 06  
 福島県 07  
 茨城県 08  
 栃木県 09  
 群馬県 10  
 埼玉県 11  
 千葉県 12  
 東京都 13  
 神奈川県 14  
 新潟県 15  
 富山県 16  
 石川県 17  
 福井県 18  
 山梨県 19  
 長野県 20  
 岐阜県 21  
 静岡県 22  
 愛知県 23  
 三重県 24  
 滋賀県 25  
 京都府 26  
 大阪府 27  
 兵庫県 28  
 奈良県 29  
 和歌山県 30  
 鳥取県 31  
 島根県 32  
 岡山県 33  
 広島県 34  
 山口県 35  
 徳島県 36  
 香川県 37  
 愛媛県 38  
 高知県 39  
 福岡県 40  
 佐賀県 41  
 長崎県 42  
 熊本県 43  
 大分県 44  
 宮崎県 45  
 鹿児島県 46  
 沖縄県 47

## (21) 航行区域又は従業制限

平水 HSK  
 沿海 EKK  
 近海 KKK  
 遠洋 EYK  
 限定沿海 EKG  
 限定近海 KKG  
 2時間限定沿海 E2G  
 瀬戸内限定 EKS  
 第1種 F1S  
 第2種 F2S  
 第3種 F3S  
 小型第1種 FK1  
 小型第2種 FK2  
 なし NNN

## (23) 用途

旅客船 PSG  
 貨客船 PCS  
 貨物船 CRG  
 油送船 OTL  
 巡視船 PTV  
 漁船 FSB  
 魚貨物船 FCS  
 レジャー船 LSR  
 雑船 ZTS  
 遊漁船（作業船兼釣船） LSR・ZTS(両方記入)

## (23) 航行海域

自国の距岸約 25 海里までの海域で、国際 VHF DSC (CH70) の有効通信エリアですが、我が国では A1 海域を設定していません。 A1  
 自国の距岸約 150 海里までの海域で、中波 DSC の有効通信エリアです。 A2

## (26) 旅客規定

12 名以下のもの (空欄)  
 12 名を超え、250 名以下のもの A  
 250 名を超えるもの B

## (27) 長さ

12m 未満 S  
 12m 超 L

## 6. 通話チャンネルについて

本製品で通話を行えるチャンネルには、以下に示すような取り決めがありますので、用途に応じて使い分けてください。

### 連絡設定用チャンネル

チャンネル	用途や使用上のご注意
16	・遭難 / 緊急 / 安全呼び出し、一般呼出 / 応答用チャンネル ・このチャンネルで連絡設定した後、他チャンネルに切り換えて用件を話します。 ・このチャンネルでは、一般の通話はいけません。
77	小型船舶同士、所属海岸局との呼出・応答チャンネル 小型船舶同士は、チャンネル16の輻輳を避けるため、このチャンネルでの連絡設定を推奨します。

### 呼出方法

自船： ××号、××号、こちらは、○○丸、○○丸。  
 相手船：○○丸、○○丸、こちらは、××号、どうぞ。  
 自船： ××号、こちらは、○○丸、チャンネル6に変更をお願いします。  
 相手船：チャンネル6了解。  
 手でチャンネル6に変更後、通話を行います。

### 船舶局同士の通話チャンネル

チャンネル	通話対象船舶等（船間通信用）
6、8、10	・すべての船舶（主に航行用）
13	・すべての船舶（航行安全通信用） ※海上保安庁の海岸局も含みます
69、72、73	・小型船舶間

### 海岸局との通話チャンネル

チャンネル	対象海岸局等（陸船間通信用）
9	・海上保安庁の海岸局 ※船舶等も含みます
11、12、14	・海上保安庁、ボートラジオ等
71、74、79	・マリナー、セーリング連盟等のレジャー用海岸局

### DSC チャンネル (CH70)

チャンネル	通話対象船舶等（デジタル選択呼出）
70	・DSC 呼出専用チャンネル ※一般の通話はいけません

## 八重洲無線株式会社

